

2021年8月18日

自民党看護問題小委員会 御中

一般社団法人全国保健師教育機関協議会
会長 岸 恵美子

新たな感染症の時代における感染症対応型保健師人材育成に関する要望書

今般、新型コロナウイルス感染症の拡大、急激な少子・高齢化の進行や地域力の弱体化、自然災害の多発など、地域保健を取り巻く課題は多様化しています。

一般社団法人全国保健師教育機関協議会では、新型コロナウイルス感染症影響下でも保健師教育の質を担保するため、現状調査を実施し、制限のある中での教育の質担保と、社会に貢献できる保健師の育成に向けた活動に取り組んでいます。

また、新型コロナウイルス感染症に対応する自治体支援として、多くの保健師課程の教育に関わる教員が、積極的疫学調査や住民からの電話相談、自治体の体制整備、保健師の研修などに尽力してまいりました。

本協議会会員校は2021年6月5日現在226校となり、保健師学校養成所の約8割を占めており、保健師教育の主導的な役割を果たしております。

今後も未知のウイルスによる感染症などの健康危機発生時対応、回復期対策、予防対策に関する技術などを育成するため、次の事項につきご検討をお願いいたします。

要望事項

1. 感染症パンデミックの発生時にリーダー的に対応できる保健師育成のための学習プログラムおよび教材開発のための予算措置
2. パンデミックに強い保健師人材育成のための臨地と協働した学習環境の整備
3. 私立大学等経常費補助金の交付対象への大学専攻科の追加

1. 感染症パンデミックの発生時にリーダー的に対応できる保健師育成のための学習プログラムおよび教材開発のための予算措置

保健師教育において多様な健康危機に対応できる実践能力の獲得は、感染症パンデミックの発生時に対応できるためにより重要な課題です。未知のウイルスによる感染症などの健康危機発生時対応、回復期対策、予防対策に関する技術は、現場の実践から学ぶことが必要であり、十分な実習期間で住民への個別支援だけでなく住民との協働による予防対策の実施、疫学調査の結果を分析し施策に反映できる統合力を兼ね備えた保健師を育成し、多くの自治体に輩出する必要があります。

文部科学省の有識者会議報告書（新型コロナウイルス感染症下における看護系大学の臨地実習の在り方に関する有識者会議報告書、令和3年(2021年)6月8日）では、各大学でのとりくみ推奨事項および今後の展望が示され、限られた実習の学修効果を最大にするために、臨地実習前の準備段階の学修や臨地以外の場での代替としての教育として、シミュレーション教育、模擬患者を用いた教育、VR（バーチャルリアリティ）を利用した実習などの教育方法が推奨されています。しかし健康危機管理に対応で

きる保健師育成の教材としては、まだ十分にICTを用いた教材が活用されておらず、ICTの活用体制、シミュレーション機器等の充実、模擬患者の育成等の教育環境の充実・整備が早急に求められます。

自然災害や新興感染症の発生においては、現場の実践から学ぶことが難しく、それに代わるVRを利用した実習が効果的です。保健師を大学院で養成している教育機関では、健康危機管理に特化した演習・講義・実習を、時間をかけ、実践に即した教育を展開しており、その中で自治体への健康危機管理対策への政策提言を行うなど、各校、学部ではできない水準の高い教育をすでに展開しています。その結果、修了生の多くが行政保健師とし就職する中で、新任期ながらも被災地での即戦力となり、活躍するなどの例も出てきています。大学院での教育実践を参考に、全養成課程をとりまとめて学習プログラムを開発することにより、大学院での教育だけでなく、大学専攻科、学部選択制などあらゆる保健師課程の教育に寄与するものと考えます。健康危機管理に関する保健師教育全体のレベルを向上させ、パンデミックに強い保健師養成につながります。学習プログラム開発とそれに伴うICTを活用した教材作成に予算措置をお願いします。

2. パンデミックに強い保健師人材育成のための臨地と協働した学習環境の整備

新型コロナウイルス感染症だけではなく、新たな感染症パンデミックのリスクが今後続くことが予測されます。今回の経験でわかるとおり、パンデミック対応には、医療機関、高齢者等ケア施設、地域等、多様な場において感染症対応のできる人材の育成が求められ、看護学教育はこれについて重要な責務があります。

多様な現場で市民と対面し直接的なケアを担う保健師には、これまで以上の感染看護の知識と技能を、公衆衛生の知識と併せて持つことが必要です。さらに、多様な現場で高度なリーダーシップを発揮できる人材の育成も急務であり、感染対策のスペシャリスト育成のための大学院教育の充実が求められます。

地域・職域等多様な場で感染症対応の第一線で働く保健師の9割は、現在、看護系大学で育成されています。新型コロナウイルス感染症下では保健師不足が課題になり、多くの看護系大学の教員、さらには半数近くの大学院では保健師学生等が現場を支援し、必要とされる知識のまとめと普及に尽力しています。

ポストコロナ時代の新たなパンデミックに備えるために、保健師等の人材育成において知識と技術を修得させるなど教育体制の充実には、臨地と協働した学習環境の整備が必須です。またそれらの経験を活かして、多くの看護系大学、とりわけ既卒者への教育実績のある大学院では、新任期の保健師の研修や潜在保健師の学び直しの機会提供など、貢献が可能です。したがって、喫緊の課題解決ならびに長期的な視野からも、多くの看護系大学、大学院において健康危機管理の高い能力を兼ね備えた人材育成が実施できる予算措置を要望します。

3. 私立大学等経常費補助金の交付対象への大学専攻科の追加

現在、私立大学等経常費補助金は、母体となる学部のある学科、大学院、短期大学の認定専攻科等が交付対象となっており、大学専攻科については、母体となる学部がないという理由で交付対象とされておりません。

大学専攻科は、「大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。（学校教育法 第九十一条第二項）」と規定され、1年制でも「簡易な程度において、特別の技

能教育を施すことを目的」とする別科とは異なり、精深な程度での学修と研究が行われるカリキュラムとなっています。また、保健師課程の専攻科は、必ず看護学部（あるいは看護学科等を有する学部）のある大学に設置されています。

保健師に求められる能力の高度化、指定規則改定などを背景に、上乘せ・外出し教育に移行する動きのなかで令和2年度に大学専攻科が2課程開設されましたが、補助金の交付対象外であることから設置後の事業継続が困難であることは従来からの課題となっており、設置を検討している法人が足踏みとなる、あるいは計画を見送る主要な理由となっています。

新型コロナウイルス感染症禍で増員が決定された行政保健師のポストに質の高い保健師を充当するには、上乘せ保健師教育の充実が必須です。大学専攻科に対する、私立大学等経常期補助金等の補助金の交付についてご検討いただけるよう強く要望します。